

令和3～令和7年度 指定管理業務 総合評価書

施設名	障害者自立支援施設	施設所管課	健康福祉部社会福祉課				
指定管理者名	社会福祉法人幸手市社会福祉協議会	指定期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで (5年間)				

評価項目	評価基準	所管課評価（各年度）					総合評価
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	
Ⅰ 履行の確認							
1 施設全般管理運営に関する業務							
(1) 職員体制	基準に基づき、適正な人員配置がなされたか	3	3	3	3	3	3
(2) 職員研修	業務に必要な研修・教育が適切に行われたか	3	3	3	3	3	3
(3) 利用の促進	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	—	—	—	—	—	
2 施設利用に関する業務							
(1) 利用状況	利用者数・稼働率等は、適正な水準であるか	3	3	3	3	3	3
(2) 利用料金	利用料金の設定、徴収・減免・還付の手続きは適切であるか	—	—	—	—	—	
3 保守点検並びに清掃等業務等							
(1) 保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか	3	3	3	3	3	3
(2) 清掃・維持管理業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理業務が適切に行われたか	3	3	3	3	3	3
(3) 保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか	3	3	3	3	3	3
(4) 修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか	3	3	3	3	3	3
4 事業の実施に関する業務 ※	基準に基づく指定事業・自主事業が適切に行われたか	(3.0)	(3.0)	(3.0)	3	3	3
(1) 指定事業 ※	基準に基づく指定事業が適切に行われたか	3	3	3			
(2) 自主事業 ※	基準に基づく自主事業が適切に行われたか	3	3	3			
5 個人情報の取扱い	個人情報の取り扱いが適正に行われたか	3	3	3	3	3	3
6 管理目標	設定目標に対する結果は妥当であるか	3	3	3	3	3	3
7 緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が確保されているか 緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練等を行っているか	3	3	3	3	3	3
8 その他							
(1) 記録管理	業務日誌や点検・修繕等の履歴を適切に整備・保管しているか	3	3	3	3	3	3
(2) 経理	経理処理が適切に行われたか	3	3	3	3	3	3
(3) 意思疎通	市や関係機関との連携が適正に行われているか	3	3	3	3	3	3
(4) 報告書等 ※	報告書等が適切に提出されているか				3	3	3
Ⅱ サービスの質の評価							
1 利用者満足度		利用者アンケート等を実施し、その結果は妥当であるか	—	—	—	—	—
2 維持管理業務		日常清掃業務や衛生管理は適正であるか 備品などの設備の維持管理は適正であるか	3	3	3	3	3
3 運営業務		備品の貸出状況や消耗品等の補充状況は適切であるか 利用許可など利用者への接客対応は適切であるか	3	3	3	3	3
4 指定事業・自主事業		実施された事業内容は、質の高いものであったか	(3.0)	(3.0)	(3.0)	3	3
(1) 指定事業 ※	実施された事業内容は、質の高いものであったか	3	3	3			
(2) 自主事業 ※	実施された事業内容は、質の高いものであったか	3	3	3			
5 その他		特筆する取組はあったか（施設特性に応じた取組、地域貢献など）				3	3
Ⅲ サービスの安定性の評価							
1 事業収支		事業収支は妥当であるか	3	3	3	3	3
2 経営状況分析指標		経営状況分析指標の結果は妥当であるか	3	3	3	3	3
3 団体等の経営状況		団体等の経営状況分析指標の結果は妥当であるか	3	3	3	3	3
合計得点	Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの評価点数の合計（得点／満点）		66 88	66 88	66 88	66 88	66 88

総括 指定期間である5年間を通して、各利用者の特性に応じた対応に努め、全ての利用者に対して十分な時間を確保した丁寧な面談を実施するなど、個別のニーズに応じた支援を行うことができた。また、民間施設で受け入れが困難な他害行為が顕著な者や障がいの方が重い者を積極的に受け入れ、地域福祉のセーフティーネットの役割を果たしている。総じて、管理運営業務を協定の基準を遵守し、良好な管理運営を実施したと評価できる。

総合評価	特記事項	A
------	------	---

評価区分	評価点数	4 協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
	3 協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った内容である	
	2 協定書等の基準を遵守しているが、内容の一部に課題がある	
	1 協定書等の基準を遵守しておらず、改善の必要な内容である	
	総合評価	S 極めて良好に施設を管理している。（評価点数がすべて3以上であり、かつ4が過半数である）
	A 良好に施設を管理している。（評価点数がすべて3以上である）（上記以外）	
	B 概ね適正に施設を管理しているが、内容の一部に課題がある。（評価点数に2が含まれている）	
	C 改善を要する管理運営状況である。（評価点数に1が含まれている）	

※ 令和6年度にモニタリングマニュアルを改訂したため、令和5年度以前と令和6年度以降で評価項目が異なっている。